

カント読書会 2日目 2005/08/14 担当：大久保歩

イマヌエル・カント、『純粋理性批判』上巻（原佑訳、平凡社ライブラリー、2005年）

ページ数は、日本語訳、原書第2版の順に示す。[]は発表者による補足。「 」 「 」は因果関係を示す。「 」は対立を示す。

純粋悟性概念の超越論的演繹（第2版） 249-330、129-169

第15項 結合一般の可能性について 249-254、129-131

- ・諸表象の多様なもの：直観において与えられる。直観は感性的、すなわち受容力である
- ・多様なもの一般の結合：表象能力の自発性＝悟性の作用。結合＝総合。主観の自己活動の作用
- ・結合：多様なものの統一という概念をもおびる。多様なものの総合的統一の表象。統一の表象が、多様なものの表象に付け加わることによって、結合という概念を始めて可能にする

第16項 統覚の根源的・総合的統一について 254-263、131-136

・「我思考す Ich denke」：あらゆる私の表象に伴うことができるのでなければならない。自発性の作用。

「我思考す」：1. 純粋統覚 Apperzeption 経験的統覚

2. 根源的統覚 いかなるものによってもそれ以上伴われないから

3. 超越論的統一 ア・プリアリな認識を可能にするから

・統覚のあまねき同一性：諸表象の総合を含んでおり、この総合の意識をつうじてのみ可能。与えられた諸表象の多様なものを一つの意識において結合しうることによってのみ可能。統覚の分析的統一は何らかの総合的統一を前提する

・統覚の総合的統一：全人間的認識における最高原則。悟性自身。

第17項 統覚の総合的統一の原則はすべての悟性使用の最高原理である 263-269、136-139

・感性との連関におけるすべての直観の可能性の最高原則：直観のすべての多様なものは空間と時間という形式的条件に従う。与えられる直観。

・悟性との連関におけるすべての直観の可能性の最高原則：直観のすべての多様なものは統覚の根源的・総合的統一の諸条件に従う。結合される直観

[悟性の最高原則の論証]

・悟性：認識の能力 認識：与えられた諸表象と一つの客観との規定された連関 客観：与えられた直観の多様なものがそのものの概念において合一しているところのもの ・諸表象のすべての合一：諸表象の総合における意識の統一を必要とする

・統覚の根源的な総合的統一：第一の純粋悟性認識

：人間悟性にとっては不可避免的に第一原則 悟性によっては何一つとして多様なものが与えられないから

第 18 項 自己意識の客観的統一とは何か 270-272、139-140

・統覚の超越論的統一：客観的。これによって、直観において与えられたすべての多様なものが客観についての一つの概念において合一されるから

・意識の主観的統一：内的感官の規定。この内的感官を通じて直観の多様なものはそうした結合のために経験的に与えられる。偶然的。主観的妥当性を持つにすぎない（或る人は或る種の言葉の表象を或る事象と結合し、他の人は他の事象と結合する）。

第 19 項 すべての判断の論理的形式は判断のうちに含まれている諸概念の統覚の客観的統一にある 272-276、140-142

・論理学者による「判断」の定義：二つの概念の間の或る関係の表象のこと

・カントによる「判断」の定義：与えられた諸認識を統覚の客観的統一へともたらす様式。

・連語「ある」：与えられた諸表象の客観的統一を主観的統一から区別する。「ある」は諸表象と根源的統覚の連関、およびそれらの諸表象の必然的統一を表示するから（例「物体は重さを持つ」：物体と重さという両表象が、客観において、すなわち、主観の状態の区別なしに結合している）

・連想（再生産的構想力）の法則：主観的妥当性しかもたない（例「私がある物体を持つときには、私は重さの圧を感じる」とは言えるが、「その物体は重さをもつ」とは言えない）

第 20 項 すべての感性的直観は、この直観の多様なものがそのもとでのみ一つの意識となってまとめらる条件としてのカテゴリーに従う 277-278、143

・すべての多様なもの：それが一なる経験的直観において与えられているかぎり、判断する論理的な諸機能の一つに関して規定されている。つまり、すべての多様なものはそうした論理的な諸機能をつうじて意識一般へともたらされる

・カテゴリー：判断する論理的機能（第 13 項）

与えられた直観における多様なものもまた必然的にカテゴリーに従う

第 21 項 注解 278-283、144-146

・前項の命題：純粹悟性概念の演繹の始まり

・演繹の要点 1：カテゴリーは感性に依存せずに悟性においてのみ生ずるので、多様なものが経験的直観へと与えられる様式を捨象しなければならない。直観のうちへと悟性によるカテゴリーを介して付加される統一だけに着目するため

・演繹の要点 2：多様なものは直観にとっては、悟性の綜合に先立って、また悟性の綜合に依存せずに与えられなければならない

第 22 項 カテゴリーは、経験の諸対象へのその適用以外には、諸物の認識のためのいかなる使用をももってはいない 283-286、146-148

- ・認識の二つの要件：1. 概念（カテゴリー）：対象がそれを通じて思考される 2. 直観：対象がそれをつうじて与えられる
 - ・対象一般の思考が純粹悟性概念をつうじて認識となりうる：純粹悟性概念が感官の諸対象へと関連づけられるかぎり
 - ・空間と時間における諸物：それらの諸物が知覚（感覚を伴った表象）であるかぎりにおいてのみ、したがって経験的表象をつうじてのみ、与えられる。
 - ・純粹悟性概念 = カテゴリー：経験的直観への可能的適用によるだけのもの以外には、諸物についてのいかなる認識をも私たちに提供しない。カテゴリーは経験的認識の可能性のためだけに役立つ。

第 23 項 286-291、148-149

- ・前項の命題：この上なく重要 対象に関する純粹悟性概念の使用の限界を規定するから [理由づけ]
- ・純粹悟性概念：感性のもつような制限から解放されている 直観一般の諸対象へとおよぶ
 - ・純粹悟性概念：私たちの感性的直観を越えて広く拡げてみても、私たちには何の役にも立たない 客観についての空虚な概念があるだけだから。客観的实在性なしのたんなる思想形式にすぎない。
 - ・非感性的直観の客観：仮にこのようなものが与えられたと想定しても、この直観がこれこれではないということを指示するだけで、何がその直観のうちに含まれているのか言うことができないので、これは本来の認識ではない。

第 24 項 感官一般の諸対象へのカテゴリーの適用について 291-305、150-157

- ・感性の純粹形式：感性的直観の根底にア・プリアリにひそんでいる。受容性にもとづく。
- ・悟性：自発性として、与えられた諸表象の多様なものをつうじて統覚の総合的統一にかなって、内的感官を規定することができる。
 - ・ア・プリアリな感性的直観の多様なものの統覚の総合的統一：私たちの直観（人間的直観）のすべての対象がそれに必然的に従わなければならない条件。これによってたんなる思想形式としてのカテゴリーも、客観的实在性を、すなわち、私たちに直観として与えられはするものの、現象としてしか与えられない諸対象への適用を、うる。
 - ・感性的直観の多様なものの総合：図示的 *figürlich* 悟性結合：たんなるカテゴリーにおいて思考される
 - ・図示的综合：たんに、統覚の根源的に総合的な統一にのみかかわる場合、構想力の超越論的综合と呼ばれる。
 - ・構想力：対象をその対象が現在していなくてもさえ直観において表象する能力

・[構想力の両義的な性格]:

1. 感性に属する。 構想力は感性的直観がそのもとでのみ悟性概念にそれに対応する直観を与える主観的条件であるから
2. 自発性。 感性をア・プリアリに規定する能力。構想力の超越論的綜合は、悟性が感性へとおよぼす一つの作用であり、また、私たちに可能な直観の諸対象への悟性の最初の適用（同時にあらゆる残余の適用の根拠）

・生産的 produktiv 構想力：構想力が自発性である場合 ・再生産的 reproduktiv 構想力：この構想力の綜合は、経験的な諸法則に、すなわち連想の諸法則にもっぱら従っており、だからア・プリアリな認識の可能性を説明するのには何一つとして寄与しない

・内的感官の形式に関するパラドックス：内的感官は、私たち自身すらをも、私たちがおのれに現象するとおりにしか意識に描出せず、私たちがおのれ自体としてあるとおりに意識に描出しない 私たちがおのれを私たちが内的に触発されるとおりにしか直観しないから。私たちはおのれ自身に対して受動的なものとして態度をとらざるをえない。

[パラドックスの論証]

・悟性とその統覚：内的感官を規定する

悟性が受動的な主観へとおよぼす働き = 内的感官がそれによって触発される働き

・内的感官：直観における多様なものを結合することはなく、したがっていかなる規定された直観をもまだ全然含んでいない。

・規定された直観：図示的綜合と呼ばれる構想力の超越論的な働きによって、内的感官が規定されることの意識（悟性が内的感官へとおよぼす綜合的影響）をつうじてのみ、可能。（例 思想のうちで引かれた線・円・三角形、一本の線で表象される時間）

第 25 項 305-310、157-158

・統覚の総合的な根源的統一において私が私自身を意識すること：私は存在するということだけを意識する。私が私に現象するとおりに意識するのでもなければ、私が私自体そのものであるとおりに意識するのでもない。この表象は、思考であって、直観ではなく、したがって認識でもない。英知体 Intelligenz としての私

・我思考す：私の現存在を規定する bestimmen 作用

・時間：現存在を規定すべき様式。規定可能なもの Bestimmbare の受容性。感性的。

・英知体としての私：私の内なる規定するもの Bestimmende を、規定する作用に先立って与える自己直観

第 26 項 純粹悟性概念の普遍的に可能な経験使用の超越論的演繹 310-322、159-165

・超越論的演繹：直観一般の諸対象についてのア・プリアリな認識としてのカテゴリーの可能性が示された（第 20 項と第 21 項）

いまや、私たちの感官にあらわれうる諸対象を、カテゴリーや直観する形式から見てではなく、それらの諸対象を結合する諸法則からみて、ア・プリアリに認識する可能性が、それゆえ、自然にいわば法則を指定し、さらに自然を可能ならしめさえする可能性が、説明されるべき。

[把捉の綜合からカテゴリーの必然性を導く論証]

・把捉 Apprehension の綜合：経験的直観における多様なものの合成。この合成によって、知覚が、すなわち、知覚の経験的意識が（現象として）可能となる。

・把捉の綜合：感性的直観の形式（空間と時間）にいつでも適合しなければならない

・空間と時間：感性的直観の形式としてと同時に直観自身としても、多様なものの統一という規定をともなってア・プリアリに表象されている。

・綜合の統一と結合：すべての把捉の綜合の条件として、このような直観とともに（このような直観においてではなく）すでに同時にア・プリアリに与えられている。

・綜合的統一：与えられた直観一般の多様なものを、一つの根源的意識において、カテゴリーにかなって結合する統一が、ただ私たちの感性的直観へと適用されたもの。

・知覚を可能にするすべての綜合：カテゴリーに従う。

・カテゴリー：経験の可能性の条件。経験のすべての対象にア・プリアリに妥当する

例 1 家屋の経験的直観：同種的なものの綜合のカテゴリー、すなわち量のカテゴリーが必要。

例 2 水の氷結：原因のカテゴリーが必要。

・カテゴリー：諸現象に、したがってすべての現象の総括としての自然に、諸法則をア・プリアリに指定する概念

・問い：なぜ自然がカテゴリーに従わなければならないのか？ いかにしてカテゴリーは自然の多様なものの結合を、その結合を自然から取ってくることなしに、ア・プリアリに規定しうるのか？

[論証]

・自然における諸現象の諸法則：諸現象のうち現存しているのではなく、主観が悟性をもっているかぎりでの、それらの諸現象が内属しているその主観との相対的關係においてのみ現存する

・現象：連結する能力が指定する法則に従う

・感性的直観の多様なものを連結するもの：構想力（悟性と感性に同時に依存する）

・把捉の綜合（すべての可能的知覚を可能にする）：超越論的綜合に、したがってカテゴリーに依存する

・すべての可能的知覚、すなわち自然のすべての現象：カテゴリーに従う。

・カテゴリー：自然の必然的合法則性の根源的根拠

悟性概念のこの演繹の成果 322-329、165-168

- ・私たちは、カテゴリーによることなしには、いかなる対象をも思考することはできない。
- ・私たちは、直観によることなしには、いかなる思考された対象をも認識することはできない。
- ・あらゆる私たちの直観：感性的。
 - ・私たちの認識：経験的。
 - ・私たちには、もっぱら可能的経験の諸対象について以外には、いかなるア・プリオリな認識も可能ではない。

この演繹の要約 329、168-169

[本文参照]